

# 令和元年度 教育委員会 第17回定例会 議案

- 1 日 時 令和2年1月22日（水） 午後1時30分
- 2 場 所 教育委員会議室
- 3 報告事項
- 4 議 案
- |           |                                |     |
|-----------|--------------------------------|-----|
| 第34号議案    | 令和2年度の教育行政の基本方針の策定             | … 1 |
| 第35号議案    | 静岡県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定 | … 4 |
| <非>第36号議案 | 令和元年度静岡県教育委員会優秀教職員表彰被表彰者の決定    | …非  |
| <非>第37号議案 | 教職員の懲戒処分について                   | …非  |
| <非>第38号議案 | 教職員の懲戒処分について                   | …非  |
| <非>第39号議案 | 教職員の懲戒処分について                   | …非  |
- 5 閉 会

第 34 号議案

令和 2 年度 教育行政の基本方針の策定

令和 2 年度 教育行政の基本方針を別紙のとおり策定する。

令和 2 年 1 月 22 日提出

静岡県教育委員会教育長

## 令和2年度 教育行政の基本方針の策定

---

(教育政策課)

### 1 議案の要旨

県教育委員会では、各年度の教育行政の基本的な考え方を学校現場に浸透させ、着実に教育行政を推進するため、毎年度「教育行政の基本方針」(以下「基本方針」という。)を策定している。

令和2年度についても、県教育振興基本計画等に基づいて基本方針を策定し、22日の定例会に上程する。

### 2 協議の位置付け

令和2年度の基本方針については、教育振興基本計画とその点検評価の結果を始め、部局長方針書及び令和2年度当初予算重点事業を中心に、単年度計画としての重点が明確になるよう、点検評価の結果や市町意見等も踏まえて作成教育をめぐる社会状況の変化等を踏まえて事務局案を策定した。

本案について、令和2年度の教育行政の基本方針としてよろしいか伺う。

## 令和2年度 教育行政の基本方針

静岡県教育委員会は、「ふじのくに『有徳の人』づくり大綱」に基づき、静岡県、日本そして世界の未来を拓く「才徳兼備」の人づくりを推進していきます。

今年度は、子供たち一人一人が未来の夢を実現できるよう、その優れた資質を引き出し、育み、伸ばす教育を進めていくため、以下の取組を社会総がかりで重点的に推進します。

※ゴシック体の項目は新たな視点による取組や特に充実を図る取組です。

### I 「文・武・芸」三道の鼎立を目指す教育の実現

#### 1 「知性を高める学習」の充実

誰もが未来を切り拓き夢をかなえられるよう、創造性、多様性、自立性などを積極的に育む教育を推進します。

##### 子供たちの学びに向かう力を伸ばす学習の推進

- ・限られた時間の中で、効果的に学習を進める授業改善や教育課程の工夫の促進
- ・英語によるコミュニケーション能力の育成に向けた指導体制の充実
- ・成長過程に応じた子供の読書活動の推進

##### 新時代に対応するための先端技術の整備・活用

- ・市町や国と連携したICT環境の整備促進（GIGAスクール構想等）
- ・AIなど先端技術を使いこなすことによる教育内容の質の向上

#### 2 「芸を磨く実学」の奨励

自らの才能を伸ばす実践的な学問「実学」を推進するとともに、大規模スポーツ大会の開催を契機に、子供たちのスポーツ等への興味・関心を高め、活動の充実を図ります。

##### 勤労観・職業観や郷土愛を育む教育の充実

- ・企業・大学等との連携によるキャリア教育の充実
- ・職場見学・体験、インターンシップ等の体験活動の充実
- ・静岡県について学ぶ地域学や地域社会に貢献する取組の推進

##### ラグビーW杯、東京オリンピック・パラリンピックのレガシー承継

- ・レガシー承継を促進するスポーツ活動や交流活動への支援
- ・東京オリンピック・パラリンピックをはじめ、全国中学校体育大会や全国高等学校総合体育大会陸上競技大会の開催を通じたスポーツ等への機運醸成の取組

#### 3 学びを支える魅力ある学校づくりの推進

子供たち一人一人が有する能力を十分に発揮できる環境づくりに取り組みます。

##### 特色ある学校の在り方の追求

- ・既存の考え方にとらわれない学校改革（トンガッタ学校、新学科、コアスクールなど）
- ・人口減少地域における地域とともにある学校の在り方の検討

##### 総合的人間力と教育的スキルを併せ持つ教員の育成

- ・教員の校種間交流や大学院・民間企業・海外等への計画的派遣による視野の拡大

##### 質の高い教育と業務改善を両立し、教職員の心身の健康を保持増進できる環境の整備

- ・勤務時間の適正な把握と外部人材の活用等による業務分担の見直し
- ・学校事務のICT化促進等による校務の効率化
- ・教職員サポートルーム等による相談体制の充実と健康管理システム化の検討
- ・部活動ガイドラインに即した部活動運営や外部人材の活用

##### 安全・安心な教育環境の整備

- ・学校施設の計画的な維持管理・長寿命化の推進、空調設備の整備促進

### 県全体の幼児教育の質の向上

- ・ニーズに応じた研修の充実など市町・関係機関との連携による取組の推進

### 特別支援教育における「共生・共育」の推進

- ・「共生・共育」に向けた地域・学校間での交流促進
- ・人的支援の充実や施設整備の推進、教員の専門性の向上

## II 未来を切り拓く多様な人材を育む教育の実現

#### 1 グローバル人材の育成

多様性を尊重した豊かな国際感覚の醸成と、国内外で活躍する人材を育成します。

##### 海外に触れる交流機会の拡大

- ・「ふじのくにグローバル人材育成基金」を活用した海外留学等支援
- ・オリ・バラの機会等を活用した異なる国籍や文化との交流を通じた多様性を育む教育の充実

#### 2 イノベーションを牽引する人材の育成

子供たちの多様な個性や能力を生かして挑戦する機会の充実と、学校をイノベーションを牽引できるような場としていくための取組を進めていきます。

##### 多様な学習機会の提供

- ・各種コンクール等への参加や研究体験等の推進
- ・教員の校種間交流や大学院・民間企業・海外等への計画的派遣による視野の拡大（再掲）
- ・専門的知識・技能を有する外部人材の活用

## III 社会総がかりで取り組む教育の実現

#### 1 地域ぐるみの教育の推進

地域に開かれた学校づくりと持続可能な教育を実現するため、学校、家庭、地域、企業等の連携・協働による社会総がかりの教育を進めます。

##### 学校と地域との連携・協働の充実

- ・コミュニティ・スクールの拡大
- ・地域学校協働活動や「しずおか寺子屋」の推進

##### 生涯にわたり学び続けられる環境整備

- ・新しい時代に対応した新県立中央図書館の整備
- ・地域において学びを広げる人材の養成・活用

#### 2 誰もが夢と希望を持ち社会の担い手となる教育の推進

全ての子供たちが生き生きとした生活を送ることができるよう、一人一人に対応できる相談・支援体制を確立します。

##### チームとして児童生徒を支援する体制の構築

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充・資質向上
- ・スクールロイヤーの導入・活用、精神科医による指導・助言体制の導入
- ・ネット依存対策の推進、SNS相談体制の充実

##### 外国人児童生徒等への教育の充実

- ・日本語指導など外国人児童生徒等への支援体制の充実、夜間中学の設置推進

#### 3 「命を守る教育」の推進

子供たちが安全・安心な生活を送れるよう、関係機関と連携した取組を進めます。

##### 子供たちの安全・安心の確保

- ・静岡県学校安全教育目標の策定・周知による学校安全計画の推進

## 第 35 号議案

静岡県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定

静岡県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 1 月 22 日提出

静岡県教育委員会教育長

## <第 35 号議案 概要>

静岡県教育委員会静岡県立学校における学校運営協議会の設置等  
に関する規則の制定について

### 1 制定の理由

学校運営協議会制度は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことを可能とする有効な仕組みである。平成 30 年 3 月に策定した静岡県教育振興基本計画で、「社会総がかりで取り組む教育の実現」が 3 本柱の 1 つに掲げられており、地域とともにある学校づくりを一層推進していくため、学校運営協議会制度の導入促進を図っていくこととし、規則を新たに制定する。

### 2 制定の概要

- ・ 根拠法令は、地教行法第 47 条の 6 及び県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（新規）
- ・ 学校の運営について、一定範囲で法的な効果を持つ意思決定を行う合議制の機関
- ・ 目的は、保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画し、ニーズを学校運営に反映する。
- ・ 分校等は、本校とは別に設置が可能
- ・ 委員数は、7 人以内とする。
- ・ 委員は、教育委員会が任命し、地方公務員法上の特別職非常勤職員となる。
- ・ 学校運営協議会制度の主な 3 つの機能
  - ①学校運営に関する基本的方針の承認
  - ②学校運営等に関する意見の申出
  - ③教職員の任用に関する意見の申出
- ・ 協議会の実施回数は、年 3～4 回程度
- ・ 委員の報償費は、非常勤報酬として、12,000 円／年とする。
- ・ 委員の任期は、1 年とする。ただし再任を妨げない

### 3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

静岡県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則をここに公布する。

令和2年1月△日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

## 静岡県教育委員会規則第〇号

静岡県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

(目的)

**第1条** この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定に基づき静岡県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、協議会を設置する学校の指定、委員の任免の方法及び任期、協議会の議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項について定めることを目的とする。

(協議会の趣旨)

**第2条** 協議会は、教育委員会及び校長と協力して、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深めるとともに、その権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校の運営への参画、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(指定)

**第3条** 協議会を設置する学校（以下「設置学校」という。）は、教育委員会が指定する。

2 教育委員会は、設置学校の指定に当たっては、あらかじめ、当該学校の校長の意見を聞くものとする。

3 校長は、設置学校の指定を受けようとするときは、教育委員会に申し出ることができる。

(基本的な方針の承認)

**第4条** 設置学校の校長（以下「校長」という。）は、次に掲げる事項について、毎年度、基本方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

(1) 学校経営計画のうち、「目指す学校像」に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、協議会の運営が著しく適切を欠く等の理由により、前項の規定による承認を得られない場合には、校長は、協議会の承認を得ずに学校運営を行うことができる。

(学校運営に関する意見の申出)

**第5条** 協議会は、次に掲げる事項について、校長又は教育委員会に意見を述べるものとする。

ただし、協議会は、教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ校長の意見を聴取し、校長を経由して行うものとする。

(1) 学校経営計画に関する事項

(2) 教育課程の編成に関する事項

(3) 学校評価に関する事項

(4) 前各号に掲げるもののほか、設置学校の学校運営に関する事項（次条に規定する事項を除く。）

(任用に関する意見の申出)

**第6条** 協議会は、設置学校の職員の任用に関する事項（特定の個人に関する事項を除く。）について、教育委員会に意見を述べるものとする。ただし、協議会は、前項の規定により、教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ校長の意見を聴取し、校長を経由して行うものとする。

(委員の任命)

**第7条** 協議会の委員（以下「委員」という。）は、7人以内とする。ただし、教育委員会が特に必要と認め

る場合は、この限りではない。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から校長の推薦により教育委員会が任命するものとする。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

3 委員に欠員が生じた場合は、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。

4 委員は特別職の地方公務員の身分を有するものとする。

(委員の任期)

**第8条** 委員の任期は1年とし、再任は妨げない。

2 前条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務等)

**第9条** 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も、同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員としてふさわしくない非行を行うこと
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会及び学校運営に著しく支障をきたす言動を行うこと

(委員の解任)

**第10条** 教育委員会は、次のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があった場合
- (2) 前条に反した場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、解任に該当する事由があると教育委員会が認める場合

2 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対し、その理由を示さなければならない。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

**第11条** 教育委員会は、協議会の運営状況について必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって学校運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

(指定の取消し)

**第12条** 教育委員会は、前条による指導及び助言を行ったにもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条第1項の指定を取り消すことができる。

- (1) 協議会としての活動の実態がない場合
- (2) 協議会としての合意形成が行うことができない場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、学校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合

2 教育委員会は、前項の規定により、指定を取り消す場合には、取消事由を明示しなければならない。

(報酬)

**第13条** 委員の報酬及び費用弁償は、教育委員会が別に定めるところによる。

(会長及び副会長)

**第14条** 協議会に会長及び副会長を各1名置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は会議を招集し、議事を掌る。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第15条** 会議は、会長が招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りではない。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、緊急を要する場合においては、この限りではない。
- 3 会議の議事は、会長を含む出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(会議の公開)

**第16条** 会議は、公開する。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。
- 3 前項の規定により会議を傍聴する者は、会議の議事を妨げる行為をしてはならない。

(委任)

**第17条** この規則に定めるもののほか、協議会の運営その他協議会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(静岡県立学校管理規則の一部改正)

- 2 静岡県立学校管理規則（昭和32年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(学校評議員)</p> <p><b>第35条の2</b> 学校には、学校評議員を置くものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(学校評価)</p> <p><b>第35条の3</b> (略)</p>	<p>(学校評議員)</p> <p><b>第35条の2</b> 学校には、学校評議員を置くものとする。<u>ただし、次条の規定により学校運営協議会を置く学校を除く。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>(学校運営協議会)</u></p> <p><b>第35条の2の2</b> <u>教育委員会が必要と認める学校に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会を置くものとする。</u></p> <p>(学校評価)</p> <p><b>第35条の3</b> (略)</p>

第17回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
1	賀茂地域における教育分野での連携～賀茂キャンパスの設置～	1
2	<非>令和3年度に開校する特別支援学校（三島田方地区、浜松地区）の校名	非

## 賀茂地域における教育分野での連携 ～賀茂キャンパスの設置～

(教育政策課、義務教育課、高校教育課、賀茂地域局)

### 1 要旨

賀茂地域（下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町の 1 市 5 町）では、首長・県賀茂地域局による「賀茂地域広域連携会議」で広域的連携を推進している。

賀茂 1 市 5 町・県教育委員会では、その下部組織として「教育委員会の共同設置専門部会（教育部会）」を設置し、地域全体の教育振興に向け取組を進めている。

教育部会で締結を推進した「静岡大学、静岡県立大学、静岡文化芸術大学（3 大学）と賀茂 1 市 5 町の相互連携に関する協定」（以下「連携協定」）を踏まえ、大学等が利用できる「賀茂キャンパス（賀茂地域大学交流拠点施設）」を設置する。

### 2 主な経緯（H31.4 まで）

時期	主な取組
H26～	指導主事が未設置の賀茂 5 町に対し、3 年間の時限で県費で指導主事を配置
H27.4	賀茂地域広域連携会議及び教育部会設置
H29.2	「賀茂地域教育振興方針」（H31 までの基本的な方向性）策定
H29.4	賀茂地域教育振興センター（県下田総合庁舎内）発足、5 町による指導主事の共同設置を開始。国モデル事業を活用し幼児教育アドバイザーを設置（2 年間）
H30.12	3 大学と賀茂 1 市 5 町で連携協定を締結（フィールドワークの誘致促進等）
H31.2	「賀茂地域学校魅力協議会」を立ち上げ（賀茂地域高校全体の魅力化に向け検討）
H31.4	幼児教育アドバイザーの賀茂 1 市 5 町での共同設置を開始

### 3 賀茂キャンパスの設置

連携協定に基づく交流・連携を促進するため、以下のとおり賀茂キャンパスを設置し、利活用推進に向けた体制整備を行う。

#### (1) 賀茂キャンパスの概要

- 施設名称：賀茂キャンパス（賀茂地域大学交流拠点施設）
- 場 所：下田総合庁舎別館 2 階第 8 会議室（旧賀茂保健所執務室を改修）
- 管 理 者：賀茂地域教育振興センター（静岡教育事務所）

名称	面積	旧名称
メインスペース	256 m <sup>2</sup>	第 8 会議室
ミーティングルーム	37 m <sup>2</sup>	旧保健所長室
物品庫	27 m <sup>2</sup>	旧会議室
—	320 m <sup>2</sup>	

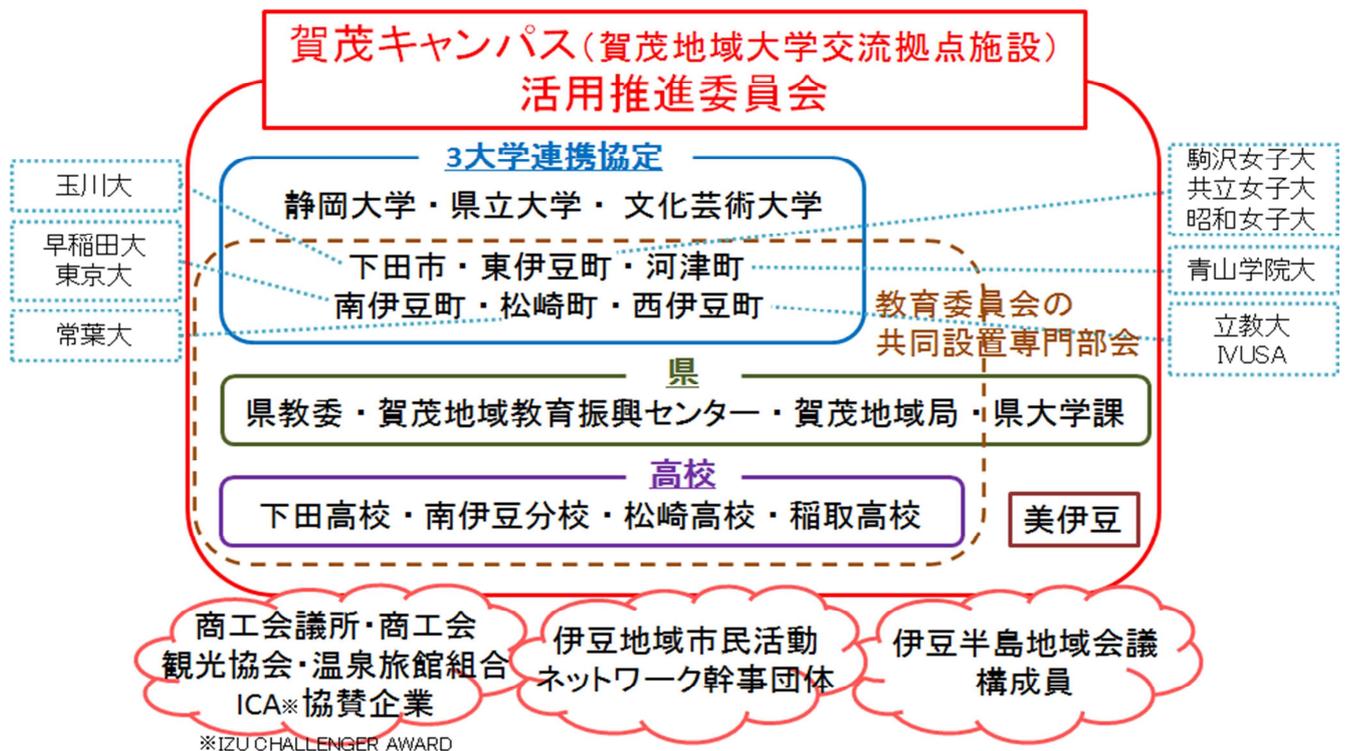
#### (2) 想定される活用

項目	備考
開所記念講演	3 大学の基調講演を開催
社会人コース	静岡大学「地域づくりを学ぶ社会人コース」をベースに開催
観光コースの利活用	静岡県立大学・静岡文化芸術大学観光コースでの活用（賀茂地域のホテル・旅館と連携した活動の拠点等）

項目	備考
フィールドワーク	各大学のゼミ活動等
教員免許講習等	教員免許更新時の講習など教員研修での活用
大学間・高校交流	各市町が連携している大学等、大学説明会、オープンスクール
地域交流	NPO、児童・生徒、地域コミュニティ、民間、行政など
地域体験	1次産業等の体験、観光資源（ジオ等）の体験、観光業（宿泊施設・ガイド）インターンシップ、文化伝統活動の継承など

### (3) 利活用の推進・調整に係る体制

利活用及び持続可能な取組に向けた体制整備（プラットフォーム構築）として、賀茂キャンパス活用推進委員会を設置する。（下図イメージ参照。）



### (4) スケジュール（予定含む）

時期	内容
令和元年 12月 12日	第24回教育部会（賀茂キャンパス活用推進委員会設置準備会）
令和元年 12月 26日	第23回賀茂地域広域連携会議（内覧会）
令和2年 1月 24日 （13：30～）	開所式、基調講演（静岡大学） 賀茂キャンパス活用推進委員会キックオフ会議
令和2年 2月以降	基調講演（静岡県立大学、静岡文化芸術大学） など

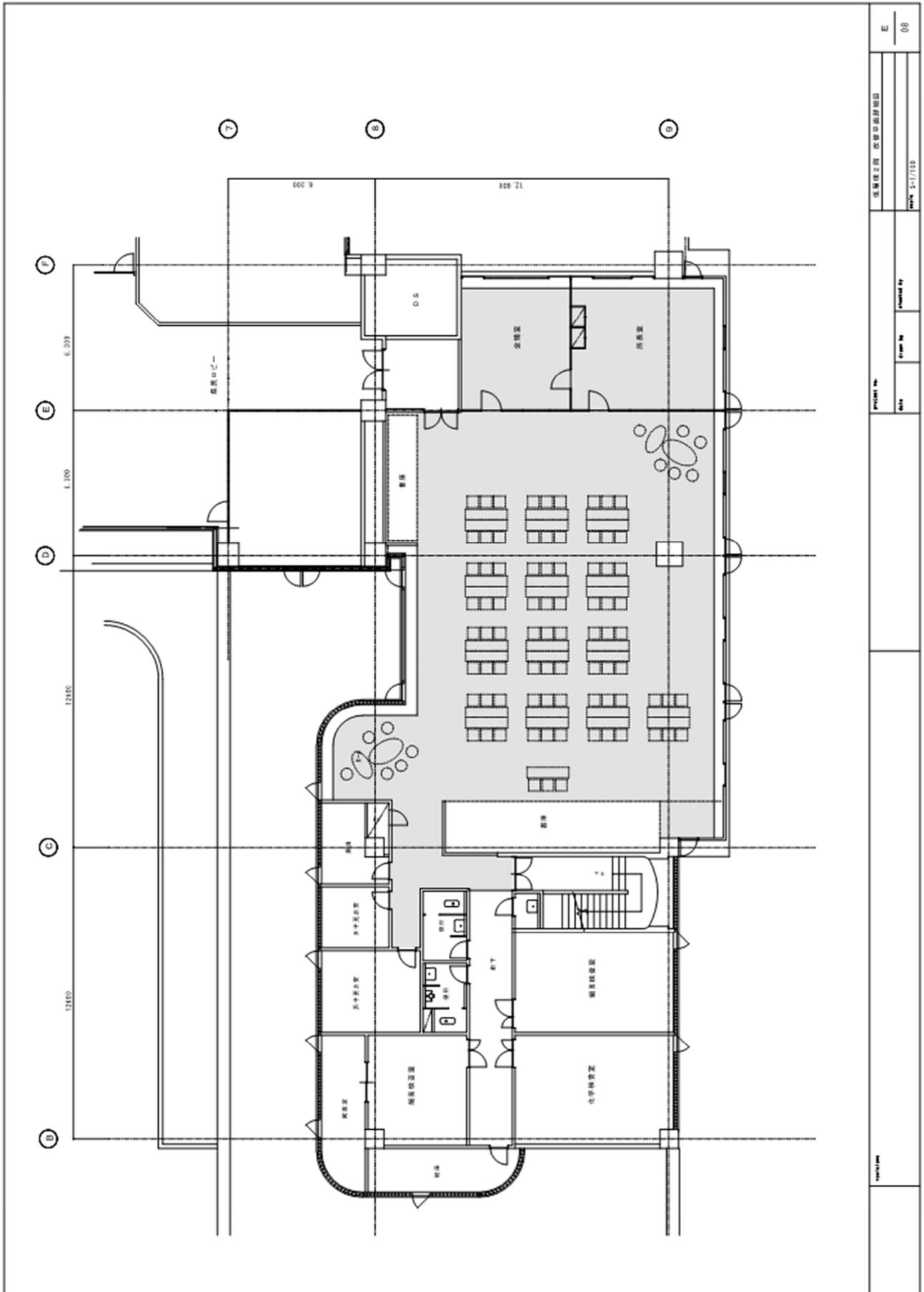
## 4 教育部会における今後の検討

教育部会で策定した「賀茂地域教育振興方針」（H31までの基本的な方向性）について、今年度で取組期間が終了するため、各市町の意見をまとめ、年度内に新方針を策定する。

### 【新方針の方向性（検討中）】

- ・賀茂地域の将来に向けて、地域全体で取組を進めていく一体感づくり
- ・子供たちが「賀茂地域に帰ってきたい」と思えるよう地域の魅力を伝える教育の充実
- ・子供たちが、地元に戻ってきて、学び続けることや地域に貢献できる環境づくり

(参考1) 賀茂キャンパス図面



(参考2) 賀茂キャンパス写真

